

ディスクゴルフボランティア

【活動規約】

第1章 総則

(目的)

第1条 本ボランティアは、ディスクゴルフコースの利用促進、ディスクゴルフ競技の普及活動を通じて国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）の運営管理に協力することを目的として、海の中道海浜公園マネジメント共同企業体 海の中道管理センター（以下「管理センター」という。）が定めるものである。

(名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは「国営海の中道海浜公園うみなかフレンズディスクゴルフボランティア（以下「本会」という。）と称する。

(構成及び認定)

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

- 2 ボランティアは、管理センターが認定し、国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所（以下「公園事務所」という。）が承諾した者とする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第4条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 年間定例で実施する本公園主催行事「ディスクゴルフ無料体験会」における参加者への指導、その他運営に関すること
 - 二 随時園内コースを巡回し、競技の妨げになるような障害はないかなど、常に利用者にとって最適な状態を保てるようコースの状況を確認すること
 - 三 ディスクゴルフコースの利用促進、ディスクゴルフ競技の普及に関すること
 - 四 その他、ボランティア活動の運営全般に関すること
- 2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。また、コース整備作業については、作業管理センター事務局へ必ず事前協議を行い、作業内容に応じて、管理センタースタッフ立ち合いの元で作業を行こととする。
 - 3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

(活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは本公園内の大芝生広場ディスクゴルフコース（以下「ディスクゴルフコース」という。）を主とし、本公園全域を対象とする。なお、繁忙期における大芝生広場周辺の安全管理を目的とし、森の家及びいこいの森周辺の松林内に臨時のディスクゴルフコースを設置して活動することとする

- 2 活動計画日以外の日でも活動内容規約第4条に基づく活動は実施できることとする。但し、活動日、活動内容について事前に管理センターと調整することとする。

(活動日)

第6条 本会の活動日は、毎月2回開催する「ディスクゴルフ無料体験会」開催時を基本とする。

- 2 活動計画日以外の日でも、活動内容規約第4条に基づく活動は随時実施できることとする。但し、活動日、活動内容について事前に管理センターと調整することとする。

(活動時間)

第7条 本会の活動時間は、本公園の開園時間内とする。開園時間外における活動を行う場合については、事前に管理センターと協議するものとする。

第3章 運営体制

(事務局)

第8条 本会の事務局を管理センターに置く。

(公園との連絡調整)

第9条 運営においては、担当を1名置くものとし、活動するボランティアの中から立候補又は推薦により選任される。担当は事務局と連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

第4章 会議

(定例会議)

第10条 月間活動予定確認やディスクゴルフ活動における各種事前調整を目的として、定例会議を月1回開催する。なお、会議には事務局及び担当が参加することとする。

第5章 ボランティア証及び貸与物品

(ボランティア証)

第11条 ボランティアには、ボランティア証を交付する。

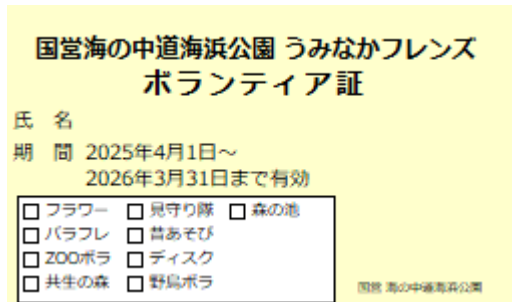
- 2 ボランティア証の有効期間は、令和7年4月1日より翌年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。
- 3 ボランティア証の交付を受けるものは、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。
 - 一 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
 - 二 ボランティア活動に積極的に参加する姿勢があるもの
- 4 ボランティア証の取り扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守する事とする。
 - 一 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
 - 二 ボランティア証の使用は登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する日以外に

使用してはならない。

- 三 ボランティア証の不正利用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。
- 四 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を公園に返却しなければならない。

(見本) うみなかフレンズ・ボランティア証

【表面】



【裏面】

【注意事項】

- 表面に記載されている有効期間中の活動日に限り、国営海の中道海浜公園に、ご本人様1名が入園できます。
- 本証を公園駐車場を利用の際に駐車場ブース係員にご提示ください。駐車場利用料金が無料になります。
- 入園の際、各ゲート窓口でボランティア入園記録簿にご記載ください。
- 盗難、紛失、破損等があった場合は、発行元の公園管理センターにお問い合わせ下さい。
- ボランティア証は、ご本人様以外の方は使用できません。
海の中道管理センター
福岡県福岡市東区西戸崎18-25 (TEL: 092-603-1111)

(支給・貸与物品)

第12条 活動に必要な備品(諸材料等)については、事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて貸与または支給する。

第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

第13条 本会の活動を目的とするボランティア本人の入園については、ボランティア証を提示することにより、職員等の管理行為として扱うものとする。

(活動時の入園)

第14条 ボランティア活動時の入園口は、主に西口、西サイクリングセンター口とする。

- 2 活動日に業務入園する際は、前号に掲げる入園口においてボランティア証を掲示するとともに、ボランティア入園記録簿に必要な事項を記載し入園するものとする。

(車両規則)

第15条 本公園内への車両の乗り入れについては、原則認めないものとする。ただし、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得るものとする。

- 2 活動日に車で来園する場合は、本公園の一般駐車場を利用するものとし、駐車場入口にてボランティア証を掲示するものとする。

第7章 報酬・賠償等の取り扱い

(報酬)

第16条 ボランティアへの人件費及び交通費等の報酬は支給しないこととする。

(賠償)

第 17 条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理センターに賠償を求めることは、原則できないものとする。ただし、ボランティアに責任が及ばない場合はこの限りではない。

(ボランティア保険)

第 18 条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入にかかる費用はボランティア個人の負担とする。

- 2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ(令和 7 年 4 月 1 日より翌 3 月 31 日まで)とする。
- 3 ボランティア保険加入の手続きについては事務局の管理センターが行うものとする。
- 4 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、原則ボランティア保険の適用範囲内での対応とする。

第 8 章 退会

(退会)

第 19 条 途中で本会を退会するボランティアは、事前に事務局に報告した上で、書面にてその旨を提出する。(書式問わず)

- 2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があった場合、事務局の判断により、公園事務所と協議の上、退会を行うものとする。

(貸与物品の返却)

第 20 条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

第 9 章 その他

(個人情報の取扱い)

第 21 条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、海の中道海浜公園マネジメント共同企業体個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。